

(平成23年6月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 16 日から 41 年 9 月 11 日まで
私は、申立期間にはA社に勤務していたが、この期間が脱退手当金として支給されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る資格喪失日の前後1年以内に被保険者資格を喪失した女性被保険者のうち、申立事業所で2年以上の被保険者期間がある87人について脱退手当金の支給状況を調査した結果、申立人を含む26人に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、i) 申立期間当時、社会保険事務業務を担当した総務担当部署の係長及びその部下の複数の同僚は、「会社は脱退手当金の代理請求を行っていない。」と述べていること、ii) 同僚3人が、「自分で社会保険事務所(当時)に出向いて手続を行った。」と述べていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、申立期間後の複数の厚生年金保険被保険者期間は、全て申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していなかった

ものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月17日は20万6,000円、17年7月12日は23万6,000円、同年12月21日及び18年7月12日は25万4,000円、同年12月12日は24万9,000円、19年7月11日は21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがっ

て、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 17 日は 20 万 6,000 円、17 年 7 月 12 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 21 日及び 18 年 7 月 12 日は 25 万 4,000 円、同年 12 月 12 日は 24 万 9,000 円、19 年 7 月 11 日は 21 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月17日は20万4,000円、17年7月12日は20万2,000円、同年12月21日は19万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は20万4,000円、17年7月12日は20万2,000円、同年12月21日は19万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 21 日から 61 年 11 月 1 日まで

私が A 社に勤務した期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっている。給与支払明細書は申立期間の一部の分だけだが、同社が標準報酬月額を故意に低く国に届け出たと思うので、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している昭和 56 年 3 月から同年 11 月までの期間（昭和 56 年 8 月を除く。）に係る給与支払明細書によれば、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、前述の給与支払明細書以外の期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料を所持していない上、A 社では賃金台帳等の関連資料を廃棄しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。